

「人事院規則」

(政治的行為の定義)

6 法第百二条第一項に規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

二 政治的目的のために

寄附金その他の利益を提供し又は提供せず

その他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関して

なんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとしてすること

あるいは不利益を与える、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、

賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を

求め若しくは受領し

又はなんらの方法をもつてするを問わず

これらの行為に関与すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の

結成を企画し、

結成に参与し

若しくはこれらの行為を援助し

又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を

発行し、編集し、配布し

又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもつて、

第五項第一号に定める選挙、

同項第二号に定める国民審査の投票

又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、

投票するように又はしないように勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために

署名運動を

企画し主宰し又は指導し

その他これに積極的に参与すること。

十 政治的目的をもつて、
多数の人の行進その他の示威運動を
企画し、組織し若しくは指導し
又はこれらの行為を援助すること。

十一
集会その他多数の人に接し得る場所で
又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、
公に政治的目的を有する意見を述べること。

十二 政治的目的を有する文書又は図画を
国の庁舎、施設等に掲示し又は掲示させ
その他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を
発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し
若しくは聴取させ、
あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもつて、
政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる
旗、腕章、紀章、えり章、服飾その他これらに類するものを
製作し又は配布すること。

十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為
をすること。

7 この規則のいかなる規定も、職員が本来の職務を遂行するため当然行うべき行為を禁止
又は制限するものではない。

8 各省各庁の長は、法又は規則に定める政治的行為の禁止又は制限に違反する行為又は事
実があつたことを知つたときは、直ちに人事院に通知するとともに、違反行為の防止又は
矯正のために適切な措置をとらなければならない。